

議案第80号

小野加東環境施設事務組合への加入について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、ごみ処理事務等の共同処理を行うため、別紙の規約により平成26年4月1日から小野加東環境施設事務組合に加入することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成25年11月29日提出

加西市長 西村 和平

小野加東加西環境施設事務組合規約

(組合の名称)

第1条 この組合は、小野加東加西環境施設事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、小野市、加東市及び加西市（以下「関係市」という。）をもつて組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同で処理する。ただし、加東市については、旧社町及び旧東条町の区域に限る。

- (1) ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること。
- (2) ごみ処理施設の環境整備に伴う附帯施設としてのスポーツ施設の設置及び管理運営に関すること。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、当該施設内（小野市天神町538番地の1）に置く。

(組合の議会の組織)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は9人とし、関係市の定数は、次のとおりとする。

小野市 3人、加東市 3人、加西市 3人

- 2 組合議員は、前項に掲げる市ごとの定数を、当該関係市議会の議員の中から選出する。
- 3 組合議員の任期は、当該関係市の議会の議員の任期とし、議員の職を失ったときは、同時に組合議員の職を失う。
- 4 組合議員に欠員を生じたときは、直ちに当該関係市の議会の議員の中から選出しなければならない。
- 5 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組合の執行機関の組織及び選任方法)

第6条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者を置き、管理者の任期は、2年とする。

- 2 管理者は、関係市長の互選とし、副管理者は、組合を組織する他の市長をもつてこれに充てる。
- 3 管理者は、組合を代表し、その業務を総理する。
- 4 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故あるとき、又は管理者が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会計管理者は、組合管理者の属する市の会計管理者をもつてこれに充てる。

6 前各号に定める者を除くほか、組合に必要な職員を置き、管理者が任免する。

(監査委員)

第7条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が識見を有する者の中から、組合議会の同意を得て選任する者1人と組合議員から互選された者1人で組織する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任された者にあつては4年とし、組合議員のうちから互選された者にあつては組合議員の任期による。

(建設経費の分賦)

第8条 ごみ処理施設建設経費は、ごみ処理施設建設に係る補助金を除き、次の方法により関係市に分賦する。ただし、第2号の人口割に係る加東市の分賦額は、旧社町域及び旧東条町域に係る人口で算出した額とする。

(1) 所要金額の10分の1を均等に分賦する。

(2) 所要金額の10分の4を最近の国勢調査時の人口にあん分して分賦する。

(3) 所要金額の10分の5を最近の年間ごみ搬入実績にあん分して分賦する。

(組合経費の分賦)

第9条 組合の経費は、関係市の負担金並びに組合財産及び事業により生ずる収入をもつて充てる。

2 前項に規定する関係市の負担金は、次の方法により関係市に分賦する。ただし、第2号の人口割に係る加東市の分賦額は、旧社町域及び旧東条町域に係る人口で算出した額とする。

(1) 所要金額の10分の1を均等に分賦する。

(2) 所要金額の10分の1を最近の国勢調査時の人口にあん分して分賦する。

(3) 所要金額の10分の8を最近の年間ごみ搬入実績にあん分して分賦する。

第10条 この規約に定めるもののほか、管理者において必要と認めるときは、組合議会にはかり定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行日前に加西市が加入することに伴う組合経費については、第9条の規定にかかわらず、小野市、加東市及び加西市で均等に分賦する。

3 第8条第3号及び第9条第2項第3号の規定の適用について、加西市の最近の年間ごみ搬入実績のない期間は、加西市クリーンセンターでの年間ごみ処理実績によるものとする。

4 この規約の施行日前の償還済公債費に係る普通交付税相当額の取扱いは、なお従前の例による。

(審議資料)

小野市、加東市が組織する小野加東環境施設事務組合へ平成 26 年 4 月 1 日から加入し、ごみ処理事務等の共同処理を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、議決を求めるもの。（後掲参照）

政策等の形成過程説明資料

平成25年12月定例会

議案等の件名	議案第80号	政策等の区分	①計画・事業・条例
	小野加東環境施設事務組合への加入について		その他()

①【政策等を必要とする理由】

クリーンセンター焼却施設は、平成7年1月より稼働し18年が経過しており、経年劣化による老朽化が進んでいる。当該施設を維持管理していく場合、大規模改修に約20億円必要と試算している。単独で大規模改修を行えば財政負担も大きく、国庫補助も受けることができないことから、隣接する小野クリーンセンターと連携をすることにより、焼却炉の大規模改修が不要となり経費削減が図れる。また、小野クリーンセンターも加西市のごみを受け入れることにより、焼却炉の稼働率も上がり効率的な運転と炉の延命化や経費削減が図れる。

②【検討した他の政策等の内容】

焼却施設を継続して維持管理していく場合、大規模改修に約20億円が必要となるが、人口5万人以下のため、国庫補助対象外となり、財政負担が大きくなる。

③【他の自治体の類似する政策との比較】

他市広域化施設
 小野加東環境施設事務組合(小野市・旧社町・旧東条町)
 北播磨清掃事務組合(西脇市・旧滝野町・多可町)
 東播磨臨海広域(加古川市・高砂市・稲美町・播磨町)処理施設候補地も決定、平成34年稼働予定

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	
基本計画	
○その他の計画(該当する場合にのみ記載)	
計画名称	兵庫県ごみ処理広域化計画(北播磨広域)
策定年度	平成10年
計画期間	平成26年～平成40年

⑤【関連する法令及び条例、規則】

加西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年加西市条例第11号)

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

小野加東環境施設事務組合とのごみ処理広域化連携を行うことにより、年間約1億2千万円の効果が見込める。

⑧【市民参加の状況】

①有 ・ 無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

ごみ処理広域化検討委員会 2回(平成25年8月2日、平成25年9月30日)
 地区区長会説明会 9地区(平成25年9月13日～平成25年10月19日)
 加西ふるさと秋ミーティング 10校区(平成25年10月24日～平成25年11月25日)

⑨【政策の効果予測】

小野加東環境施設事務組合とのごみ処理広域化連携を行うことにより、経費削減が図れることと、最終目標である北播磨ごみ処理広域化(4市1町)への移行がスムーズにできる。

担当部局	担当課	添付資料の有無
生活環境部	環境整備課	有 ・ ①無